

# 旅館業の営業者の皆様へ



## 宿泊者名簿の記載・保存を徹底してください！

宿泊者名簿は、感染症が発生、又は、感染症患者在施設に宿泊した場合に、その感染経路の特定や被害拡大を防止するために大変重要な役割を果たしますので、記載・保存を徹底してください。

### 【日本国内に住所を持たない外国人の宿泊者への対応】

国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するため、日本国内に住所を持たない外国人の方へ旅券の提示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存していただくをお願いします。

営業者の求めにもかかわらず、旅券の提示を拒否する場合には、国の指導によるものであることを説明して提示を求めてください。さらに提示を拒否する場合には、旅券不携帯の可能性がありますので、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応をお願いします。

### チェック内容



記載項目	<input type="checkbox"/> 宿泊者名簿に以下の項目が記載されているか。	
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 連絡先	[法]
	<input type="checkbox"/> 宿泊日 <input type="checkbox"/> 客室番号	[堺市細則]
	(日本国内に住所を持たない外国人の方) <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 旅券番号	[規則]
保管・管理	<input type="checkbox"/> 宿泊者名簿を <u>旅館業の施設</u> や <u>営業者の事務所</u> に備えているか。	[規則]
	<input type="checkbox"/> 宿泊者名簿の <u>正確な記載</u> を確保するための措置を講じているか。 (本人確認を行う等)	[規則] [要領]
	<input type="checkbox"/> 宿泊者名簿を作成の日から <u>3年間保存</u> しているか。	[規則]
その他	【日本国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合】	
	<input type="checkbox"/> 旅券の提示を求め、 <u>旅券の写し</u> を宿泊者名簿とともに <u>保存</u> しているか。 ※旅券の写しを保存することで、宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替することができる。	[要領]

[法] : 旅館業法

[規則] : 旅館業法施行規則

[堺市細則] : 堺市旅館業法施行細則

[要領] : 旅館業における衛生等管理要領